「くらしの消費生活情報」

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルをはじめ、心当たりのない請求、借金問題等に関する相談を受け付けています。

「母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近は電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取り拒否してよいか。」

・特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的な商品を送り付けられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。

・一方的に商品を送り付けられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。

・贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。

・不審に思ったり困ったりしたときは、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

■消費者ホットライン

ＴＥＬ(局番なし)１８８　※お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。なお、日曜、祝日の１０：００～１６：００は国民生活センターの相談窓口につながります。

■問／県民生活相談センター

月～金曜日　８：３０～１７：００

土曜日　９:００～１７：００（電話相談のみ）

ＴＥＬ　０５８－２７７－１００３

　ＦＡＸ　０５８－２７７－１００５

※Ｗｅｂ検索＝岐阜県消費者の窓